

IEEPA関税の還付

- 国際貿易裁判所（CIT）は米税関・国境警備局（CBP）に対し、提訴していない企業も含めて、IEEPA関税の還付を命じた。関税の還付には、電子通関システム（ACE）を通じた、統合通関管理・処理システム（CAPE）での申請や自動決済機関（ACH）への関税還付用の米国銀行の口座登録が必要となる。

IEEPA関税の還付までの経緯

日付	事象
2月20日	連邦最高裁判所は、IEEPAに基づいて大統領が関税を課することはできないと判断。
3月2日	連邦巡回区控訴裁判所は、還付手続きの複雑さなどを理由に、最高裁が判決を控訴裁に送付してからさらに90日間、執行命令を出さないようトランプ政権が行った要請を却下。CITに対して、IEEPAに基づく関税措置を無効と判断した判決を執行再開するよう指示。
3月4日	CITは、CBPに対して、IEEPAに基づく関税の還付を事実上命じた。CBPはIEEPA関税還付に向けた進捗状況を3回にわたって報告。CITはのちに、清算後のIEEPA関税についても還付を命じた。

還付対象となるIEEPA関税一覧

関税の種類	関税率
IEEPAカナダ関税	35%（エネルギー製品は10%）
IEEPAメキシコ関税	25%
IEEPA中国関税	10%
原則全ての国・地域へのベースライン関税	10%
貿易赤字額の大きい国・地域への相互関税	10-41%（国別）
IEEPAブラジル関税	40%
ロシア産石油を輸入している国への関税	25%（インド）

関税還付に必要なアカウント開設ステップ

ステップ	手順書など（英語）
ACEポータルアカウントの登録	<u>CBP手順書</u> (2025年10月)
ACEポータルアカウントで 輸入者サブアカウントの登録	<u>CBPウェブサイト</u>
ACEポータルアカウントで関税 還付用の米国銀行口座を追加	<u>CBP手順書</u> (2025年12月)
ACEポータル内のCAPEタブで 関税の還付を申請	<u>CBP手順書</u> (2026年4月)

IEEPA関税の還付システム（CAPE）の概要

- 米税関・国境警備局（CBP）は4月10日と13日に、IEEPA関税の還付を行う**統合通関管理・処理システム（CAPE）**での還付手続きについて利用方法を通知し、**米国東部時間4月20日午前8時から**運用を開始するとした。単純な還付のみに対応するフェーズ1から開始する。還付のプロセスの概要は、以下の通り。

IEEPA関税の還付プロセス

4/20のCAPE導入開始後、まずはフェーズ1のみが還付の対象
フェーズ1の還付対象は、①未清算の輸入申告および②清算から80日以内の申告（注1）



申請者（注2）

輸入概要書の番号を記載した
CSVファイルを提出
※1度に9,999件まで記載可能

- 記録輸入者（Importer of record : IOR）
- IORに代わって輸入概要書を提出した通関業者

還付先



- IOR
 - 元の輸入概要書で指定されている場合、
通知者（Notify party）
- ✓ 払い戻しは自動決済機関（ACH）を通じて電子上で実施。
 - ✓ 受取人は、払い戻し専用の米国銀行の口座情報をCBPに登録しておく必要
 - ✓ 受取人が払い戻し用の銀行口座情報を登録していない場合は、ACEポータル経由で登録する必要

ACE内のCAPEのプロセス

①申請

- ✓ 申請されたCSVファイルにエラーがないか検証

②一括処理

- ✓ IEEPA関税の課税対象となる米国関税分類番号（HTSコード）99章のコードに基づき、還付金額を再計算
- ✓ 利子も計算する

③審査および清算・再清算

- ✓ CAPE申請の受理日から45日後に清算・再清算するよう設定
- ✓ IEEPA関税が削除された後、課税対象となるIEEPA関税の課税対象となるHTSコードを含まない関税額を再計算

④還付

- ✓ 輸入者に対して一括して還付
- ✓ 財務省を通じた還付処理に要する追加の時間が含まれるため、通常はCAPE申請受理後60～90日以内に還付

（注1）払い戻し請求中の申告、異議申し立ての対象となっている申告のほか、清算が確定している申告などはフェーズ1の対象外

（注2）申請は在米の輸入者、通関業者のみ。在日本の企業が還付を申請する際には、取引先へ相談する必要がある

（出所）米国税関・国境警備局（CBP）から作成、6月11日時点